

# 平成30年度全国高等学校総合体育大会 一宮市実行委員会協賛取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、一宮市で開催される平成30年度全国高等学校総合体育大会男子バスケットボール競技大会（以下、「大会」という。）に賛同する企業等から、平成30年度全国高等学校総合体育大会一宮市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）へ協賛の申出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 協賛金、協賛物品
- (2) その他、市実行委員会会長が認めるもの

## (募集)

第3条 協賛の募集は、ホームページ、文書による依頼、訪問、掲示等によるものとする。

## (期間)

第4条 協賛の募集期間は、この要領を施行した日から原則大会終了までとする。

## (範囲)

第5条 協賛金額により競技種目別大会プログラムへの協賛広告の掲載等、別表の特典を与えることとする。広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、市実行委員会が定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等である場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等である場合。
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等である場合。
- (4) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (6) その他、市実行委員会が不相当と認める企業等の場合

## (申込方法)

第6条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは平成30年度全国高等学校総合体育大会一宮市実行委員会協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (2) 市実行委員会は、協賛を受け入れたときは、平成30年度全国高等学校総合体育大会一宮市実行委員会協賛受領証明書(様式第2号)を協賛企業等へ発行する。

(区分)

第7条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、物品の提供については、大会及び広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

(協賛金額)

第8条 協賛金額は別表のとおりとする。

- 2 協賛金は、市実行委員会が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- 3 協賛金は、原則振込払いとする。
- 4 市実行委員会が必要と認める場合は、無料で特典を与えることができる。

(協賛の取下げ)

第9条 協賛企業等が自己の都合により協賛の取下げを申し出た場合は、平成30年度全国高等学校総合体育大会一宮市実行委員会協賛取下げ申請書(様式第3号)を市実行委員会会長へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は平成30年度全国高等学校総合体育大会一宮市実行委員会協賛取下げ承諾書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(協賛の取消)

第10条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、平成30年度全国高等学校総合体育大会一宮市実行委員会協賛取消通知書(様式第5号)により、協賛を取り消すことができる。

- (1) 市実行委員会が指定する期日までに協賛金を納付しなかったとき。
- (2) 市実行委員会が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当すると判明したとき。

(協賛金の不還付)

第11条 第9条の規定による協賛の取下げ又は第10条の規定により協賛が取り消された場合においては、納付された協賛金は返還しない。ただし協賛企業等の責めに帰さない理由があると認められる場合は、納付済みの協賛金に限り返還する。

(協賛金又は協賛物品等への謝意)

第12条 市実行委員会は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛企業等に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行し、平成31年3月31日をもって失効する。

附 則

この要領は平成30年4月18日から施行し、平成31年3月31日をもって失効する。

## 別表

## 協賛金及び特典一覧

協賛金額	大会プログラム協賛広告掲載		市ホームページ 等に名称を掲載	企業広告等に応援 メッセージを掲載
	印刷色	広告サイズ (A4判)		
10万円以上	カラー	1ページ	○	○
6万円以上	カラー	1/2ページ	○	○
5万円以上	モノクロ	1ページ	○	○
3万円以上	モノクロ	1/2ページ	○	○
2万円以上	モノクロ	1/3ページ		○
1万5千円以上	モノクロ	1/4ページ		○
1万円以上	モノクロ	1/6ページ		
5千円以上	モノクロ	事業所名または氏名 のみ		